

議 事 録

1. 日 時 令和5年8月24日 開会 午後 2時00分～

2. 場 所 勤労福祉会館2階 第4会議室

3. 出席委員

2番	寺嶋 実	3番	中島 繁樹	4番	山本 建樹
5番	立花 吉廣	6番	藤田 哲夫	7番	池田 賢治
8番	竹内 博之	9番	橋本 誠二	10番	藤田 正子
11番	山端 昌明	12番	村上 和義	13番	荻野 俊明
14番	荻野 啓司				

以上 13名

4. 欠席委員

1番 山崎 由紀浩

以上 1名

5. 出席推進委員

井上 廣文	田中 伸一	水田 秀樹
石井 義久	荻野 雅章	

以上 5名

6. 事務局

加藤局長 岸本係長 滝井再雇用職員

以上 3名

7. 議 事

議事内容

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと
議案第28号 同 法第4条の規定による許可申請審議のこと
議案第29号 同 法第5条の規定による許可申請審議のこと
議案第30号 非農地証明願審議のこと
議案第31号 農地法施行規則第29条第1号の規定による証明願審議のこと
議案第32号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと
報告第27号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと
報告第28号 同 法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

— 山本会長が、議長に就任する —

山本議長： ただ今から第3回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、13名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

6番 藤田 哲夫 委員

7番 池田 賢治 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしく申し上げます。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山本議長： それでは、これより議案目録に従い、議事を進めます。

すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が6件、報告が2件です。

はじめに「議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。ただし、2番・3番につきましては、全部耕作要件の関係で、議案第28号、議案30号、議案31号の案件が承認されない限り審議できませんので、後に審議を行います。事務局、1番についてのみ説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 昨日、聞き取り調査を行っており、その後、小委員会で現地調査をしていますので、報告をお願いいたします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の案件について報告します。

議案第27号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も調べており、昨日の聞き取り調査及び小委員会では、法第3条第2項各号には該当しないので許可してよいという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしく申し上げます。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 先程の事務局の説明では、この譲受人は、将来農家住宅を建設したいとお聞きしました。この地図を見る限り、この申請地の中に進入路があるのですか。

事務局職員： 申請地の中には進入路はありません。農家住宅につきましては、父が所有する別の農地に建てる予定です。

山本議長： 他に、ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： ○○番、○○委員。

○○委員： 進入路がないとのことですが、どのように耕作する予定なのか、分かりましたらお教えください。

山本議長： 譲受人は小さい耕運機を持っておられます。この田の端の方に小屋みたいなのがあり、そこに農機具を置かれるかと思えます。

山本議長： 他に、ご意見・ご質問等ありませんか。

○○委員： はい、議長。

山本議長： ○○番、○○委員。

○○委員： 新規就農となっていますが、譲受人の父は農家ですか。

事務局職員： はい、そうです。

○○委員： 新規就農でも耕作機械はあるということでしょうか。

事務局職員： はい、そうです。将来的に父から経営移譲を受ける予定です。

○○委員： 新規就農と言いつつ、後継者を育てていくことですね。譲受人は何歳ぐらいでしょうか。

事務局職員： 40代です。

山本議長： 他に、ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会で許可することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり—

山本議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」の1番は許可することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 今月は1件の申請がありました。
昨日の小委員会で現地調査をしていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。

議案第28号の1番の土地の位置は、現地調査図4ページ①の表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は、農地等の集団規模が10ヘクタール未満で、市街地に近接する区域にあることから第2種農地です。転用の期間は永久転用です。必要な書類も調べており、昨日の小委員会では、「許可基準に適合しているので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願ひします。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 農地法4条の許可面積が258㎡のうち252㎡を貸露天駐車場として申請することで、残地6㎡については、議案第31号の証明願を提出されています。地目変更するまでは、このままの状態が残ることになります。

事務局職員： 議案第28号の1番は、もともと258㎡の面積でそのうち252㎡が貸露天駐車場で飲食店に貸しています。残りの面積6㎡が議案第31号の1番の関連でございまして、ここに農業倉庫が建っています。地目変更のご質問かと思ひますので、258㎡の内252㎡を雑種地に変えようとしたら、252㎡に分筆しなければ、法務局での地目変更はできません。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 今の説明でしたら、農地のままで駐車場として経営することになりますね。

事務局職員： 農家用倉庫6㎡部分については宅地と思われまひますので、分筆されない限り、地目変更登記はできないと思ひます。従って、登記簿の地目は田のままです。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 市街化調整区域ですので、無断転用に対するペナルティはないのですか。

事務局職員： 農地法第51条に規定があり、原状回復命令等の処分をすることができ、罰則の規定も別にあります。今回、後からご審議いただく農地法第3条の申請で、全部耕作要件を

満たす必要があるための申請です。始末書を含めて許可するかどうかの判断をお願いいたします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： この土地は県道に面した土地で、約50年前ですが大きな団地が出来ることになって、それに合わせて県道の拡幅工事もあって、田に食い込んだ形で道路が広がったんです。申請地はもともと細長い土地でした。その前でもそんなに大きな田ではなかったのですが、このような状態になって現実的に耕作ができるような広さではないと思われまして、無断転用は以っての外ですが、これも止むを得ないのではないかと、地元の委員としてそんな風に感じます。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： この土地は、市街化調整区域です。市街化調整区域の雑種地として課税されるのでしょうか。

事務局職員： 登記簿上の地目は田のままですが、課税上の地目はわかりません。課税上の地目は現況課税ですので、固定資産税につきましては、市の職員が現地を確認したうえで、それなりの判断をされていると思います。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： この土地について、先に地目変更してくださいという指導はできますか。

事務局職員： 地目変更登記は、法務局が窓口になります。登記簿上の地目が農地の場合は、農地法の許可書が必要となり、市街化区域の場合は受理書が必要です。よって、農業委員会の何らかの書類がないと法務局では受け付けてもらえません。

山本議長： これを認めないとなれば、どうなりますか。

事務局職員： 不許可ですと、許可しない理由を付したうえで、申請者に返すことになります。不許可にする場合は、農地法という法律の中で、第〇〇条第〇〇号に該当しないから不許可という明確な根拠がないと不許可にはできないことになっています。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 事務局の中では、不許可に該当するものがないのですか。

事務局職員： 不許可に該当する事項はありません。審議資料を見ていただきますけれど、この審議資料が全てです。これが法的に必要なことになっていまして、これに基づいて審査いただくことになっています。法的な根拠を書いています。こういった内容を農業委員会の総会で審査した結果、法的に求められている要件を満たしているかどうか審査するのが農業委員会の役割です。そのうえで要件に該当していなかったら、それをもって許可しないかどうかを判断していただくことになります。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 今の事務局の説明ですと、この審議資料に基づいて審査するということですので、これに合致していないかぎり、不許可にはできないということ。それと、不許可にするのであれば、法的に合致していないことを明示しないといけない。今回、明示できるものはないということですか。

事務局職員： はい。書類上の審査では見当たりません。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 代替性とは、どういうことでしょうか。

事務局職員： 市街化調整区域の場合、農地区分を判断します。先日、新任委員研修でも、農地区分の説明があったと思います。農林水産省が出しているシートがあり、それに則って農地区分を判断することになります。スタートから始まって順次合致するものについて見ていくのですが、その表から申請地は第2種農地となっています。第2種農地と判断した場合には、なぜその場所でないといけないかという代替地の検討が必要です。第3種農地の場合は必要ありません。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 今は農地パトロールの時期ですが、平成20年からですけど、違反転用として見つけれなかったのでしょうか。

事務局職員： 農地パトロールの担当者がいませんので、お答えできません。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 農水産課が発行する作物リストで、担当者がチェックして20年前から駐車場になっているものはリストにないと思います。

山本議長： 他に、ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会で許可することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり—

山本議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 今月は1件の申請がありました。
昨日の小委員会で現地調査をしていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。
議案第29号の1番の土地の位置は、現地調査図5ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は、農地等の集団規模が10ヘクタール未満で、市街地に近接する区域にあることから第2種農地です。転用の期間は永久転用です。必要な書類も調べており、昨日の小委員会では、許可基準に適合しているので許可してよいという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしく申し上げます。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会で許可することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり—

山本議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山本議長： 次に、「議案第30号 非農地証明願審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 今月は1件の証明願がありました。
昨日の小委員会で現地調査を行っていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。
議案第30号の1番の土地の位置は、現地調査図4ページ②の表示のとおりです。現地調査の結果、土地の所在、利用状況などを確認しました。都市計画区分は、市街化調整区域です。現地の状況ですが、農業用倉庫を建設し使用していました。昨日の小委員会では、周囲の状況からみて、その土地を農地に該当しないと判断しても、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるなどの影響が特段見込まれないので、非農地と判断して差支えないという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくをお願いします。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： この方が今回に、非農地証明を出さないといけない理由はありますか。

事務局職員： 先ほどの農地法第4条のところで少し触れさせていただいたように、農地法第3条の許可申請審議のところで、今お持ちの農地について、すべて耕作しなければならないという前提条件がありまして、無断転用も含めて耕作していない農地がありますと、そこを是正してから申請してもらうこととなります。今回のケースでいいますと、農地法第3条の許可申請をするために、無断転用になっている農地を是正してから、農地法第3条の審議をすることとなります。

山本議長： 他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
当委員会で、非農地と判断することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第30号 非農地証明願審議のこと」は非農地と判断することに決定いたしました。

山本議長： 次に「議案第31号 農地法施行規則第29条第1号の規定による証明願審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 今月は1件の証明願がありました。
昨日の小委員会では現地調査を行っていますので、その報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。
議案第31号の1番の土地の位置は、現地調査図4ページ③の表示のとおりで、土地の所在、利用状況など証明願の記載内容を確認しました。現地の状況ですが、農業用倉庫が設置されていました。
昨日の小委員会では、農地法施行規則第29条第1号に沿うものであり、良かろうとのことでしたので、本委員会でのご審議、よろしくをお願いします。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： この議案第31号の倉庫と議案第30号の倉庫は同じ時期に建てられたと思うのですが、この違いを教えてください。

事務局職員： 農地法施行規則第29条第1項といますのは、転用面積が200㎡未満の農業施設です。ですから165㎡と6㎡。一方、非農地証明願いは277㎡ということで200㎡を超えていますので施行規則の方は適用できませんので、区別させていただいています。

山本議長： 他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本証明願について、当委員会承認することにご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

山本議長： 異議なしと認めます。

よって、「議案第31号 農地法施行規則第29条第1号の規定による証明願審議のこと」は、承認することに決定しました。

山本議長： 次に、議案第28号、議案第30号、議案第31号が承認されましたので、改めて議案第27号の2番、3番を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 昨日、小委員会で現地調査をしていますので、2番と3番の土地を併せて報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、2番と3番の土地について報告します。

議案第27号の2番の土地の位置は、現地調査図2ページの表示のとおり、3番の土地の位置は、3ページの表示のとおりです。現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、共に市街化調整区域です。先ほど無断転用が多数あるという現状があった方ではあるが、事務局の説明の中ではすべて耕作をされていると、書類の中ではそのようになっていますが、近隣の委員として確認させていただいたのですが、少なくとも2筆に関しては耕作放棄状態となっています。畔から人間の身長くらいの草が生えて、里道に草が覆いかぶさっているような状況で、近隣の方の車両の運行にも支障をきたしているような状態です。このような状況ですので、議案第27号の2番と3番につきましては、この2筆が耕作可能な状況の確認が取れば、承認するというところで進めるのが望ましいと考えます。本委員会でご審議、よろしくをお願いします。

山本議長： それでは、2番と3番について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 今の〇〇委員さんのご意見ですと、確認をした後で許可をするということですか。許可するけれど約束を取り付けるということですか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 私の意見としては、今日の委員会においては許可をしない。少なくともその2筆が耕作可能な状態もしくは耕作をされている状態の確認がとれば、早くて来月の委員会でこの申請に関しては許可するのはどうか。これ以外の議案第28号、議案第30号、議案第31号は承認されています。来月の委員会で議案第27号の2番3番を許可する形で進められたらどうか、と思います。

山本議長： それでは、保留になりますか。

事務局職員： 〇〇委員から本日の午前中に今、説明がありました譲受人が既に所有している2筆の農地の写真を事務局に送っていただいております。もし、よろしければ見ていただいた上でご判断いただくのも1つの方法かなと思います。事務局の方でお預かりしております。

山本議長： 各委員さん、写真を見られますか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 私としては、〇〇委員の見た印象でいいと思います。

山本議長： 〇〇委員の意見に賛成ですか。

〇〇委員： はい。

事務局職員： 審議の方法といたしましては、〇〇委員の提案のとおり、一旦保留にして是正されてから来月の審議という方法もあろうかと思えます。もうひとつは、一旦、許可するけれども許可書の交付は、是正の確認があり次第にするという方法もあろうかと思えます。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 今月の段階では、保留にさせていただきたい。この方、先ほどから、いろいろご意見が多数あったとおり、無断転用も多数なさっておられて、それ自体にも疑義がある状態で、とはいえ止むを得ない状況かと思うのですけれども、このまま一旦許可しますとなった場合、なんらかのごまかしをされて、改善もしないままその状態が続き、さらに悪化することもあるので、一旦保留してから、確認しない限り許可できませんという方を希望します。

山本議長： それでは議案第27号の2番と3番は、是正を確認次第ということではいかがでしょうか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 確認をとれる期日を指定したらいいと思います。半年後、1年後ですと、どうするのか。

山本議長： ○○委員、どう思われます。

○○委員： 特に意見はありません。

○○委員： はい、議長。

山本議長： ○○番、○○委員。

○○委員： ○○委員の意見に賛成いたします。保留なさったほうがいいと思います。

○○委員： はい、議長。

山本議長： ○○番、○○委員。

○○委員： 私も今回は保留したほうが良いと思います。承認する確認は委員会の方でして欲しい。
○○委員の個人への遺恨が残ったら困りますので、委員会の意見として、是正していく方法をとるべきと思います。

事務局職員： 事務局として審議の方法を先ほど申し上げましたが、1つ懸念しておりますのが、あくまで、この審議資料に基づいて、農業委員会で審議していくわけなのですが、すべての耕作を一番上に書いていますが、書類上で委員の署名と捺印をいただいている中で、すべての耕作が今回の疑義になっています。そこを是正してからということになりますと、書類上すべてととのっている状況、法的にも許可して問題ない、そこがおかしいのではという説明をしないとイケない。そこが、事務局としては非常に説明がしにくいところではあります。

○○委員： はい、議長。

山本議長： ○○番、○○委員。

○○委員： だったら私が説明します。現時点で承認できる環境ではないと思います。多くの委員さんは現時点では承認すべきではなく、保留すべきであると考えています。一旦承認するといかがなものかなと思います。

○○委員： はい、議長。

山本議長： ○○番、○○委員。

○○委員： いまの状況は、事務局としては、既に農業委員が確認をして捺印をしているので、それを保留にするということは、農業委員さんが間違っていることを委員自ら認めることを気にしていると思うのです。各委員さんのおっしゃる通り、今の現況で確認した状況と、再度確認した状況で疑義があるので再度確認いたしますということでもいいのではないですか。再度、確認するために、ここで保留してしまうのは、確認した委員さんの確認が間違っていたというのも気の毒です。そうかといって、承認してしまったとすると、承認もなかったじゃないかという話になってしまうので、その確認を再度し直すために、保留しますということでもいいのではないのでしょうか。

山本議長： 他の委員さん、どう思われますか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 今回は保留としたほうがいいと思います。許可してしまえば、いい加減なことをするかもしれない。地元委員の意見を尊重すべきだと思います。今回は保留にして、現状を確認して、次回の農業委員会で許可を検討するのが一番いいのではないかと思います。

山本議長： 他に、ご意見ございませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
2番と3番について、本許可申請を保留にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり—

山本議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」の2番と3番は保留にすることに決定しました。

山本議長： 次に「議案第32号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されています。
本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり—

山本議長： 異議なしと認めます。
よって「議案第32号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと」については、本案のとおり決定しました。

山本議長： 次に、報告に移ります。「報告第27号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ー 報告資料により報告する ー

山本議長： ただ今、「報告第27号」「報告第28号」の2件の報告事項につき、一括して報告がありました。
それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山本議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。
これで、第3回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後3時35分 終了)

※ 新規就農者についての聞き取り調査 令和5年8月23日(水) 13時30分～

- ・ 議案第27号1番の譲受人
- ・ 出席委員
山本会長 中島職務代理者 橋本委員 山崎委員
- ・ 事務局
加藤事務局長 岸本係長

※ 小委員会 令和5年8月23日(水) 14時00分～

- ・ 出席委員
山本会長 中島職務代理者 橋本委員 荻野(啓)委員
- ・ 事務局
加藤事務局長 岸本係長

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 本 建 樹

署 名 人 藤 田 哲 夫

署 名 人 池 田 賢 治